

## 第43回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成23年3月29日(火) 14:30～

場所 第2水産ビル 4階 4F会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 前回(第42回)委員会での審議結果の確認について
- (2) 第5回答申案の審議について
- (3) 今後の委員会審議について
- (4) その他

### 3 閉 会

#### 【配付資料】

資料1 道民提案等の一覧表(特区提案として検討すべきもの)

資料2 第5回答申案

### 第43回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

#### 【委員】

氏名	現職	備考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
河西 邦人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹田 恒規	北星学園大学経済学部講師	
南部 ムツアツ シズ子	光塩学園理事長	(欠席)
宮田 昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
湯浅 優子	農業・ファームイン経営	(欠席)

(50音順)

#### 【事務局】

氏名	役職
斎藤 正紀	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
本間 研一	北海道総合政策部地域主権局参事
伊藤 徹彦	北海道総合政策部地域主権局参事

道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分	大類	項目	NO	提案検討委員会 開催回											
				35	36	37	38	39	40	41	42	43			
(1)	A	携帯型心電計に関する使用制限緩和	269		○	○	○	○							
		診療看護師の制度化に向けた規制緩和	284			○	○								
	C	農用地の活用	270		○										
	D	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271		○										
		地域観光の振興	272		○	○									
	H	道路・河川に係る権限移譲	273		○										
		<b>「ふるさと納税」のコンビニでの収納</b> ＜ <del>「ふるさと納税」のコンビニでの収納</del> ＞	<b>274</b>		○			○	○	○	○	○	整	答	
		北海道特定活動法人制度の創設	275	○		○									
		<b>認定NPO法人の認定権限の移譲</b> ＜ <del>認定NPO法人の認定権限の移譲に伴う国と道の協議の場などの法制化</del> ＞	<b>276</b>	○					○	○	○	○	○		答
		NPOバンク支援	277	○											
		法人税率と贈与税率の特例	278		○										
		ゴールデンウィーク特区	279		○										
		国からの権限・事務移譲	280		○										
		<b>自家用有償旅客運送の裁量権の拡大</b> ＜ <del>自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大</del> ＞	<b>281</b>		○	○	○	○	○	○	○	○	○	整	答
		国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282				○								
	16件	J	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283			○								
(2)	D	カジノの振興	54												
		(小樽市への) カジノの設置 (誘致)	215												
		自由貿易地域指定	69												
		空港の一括管理	75												
3件		千歳空港のハブ空港化	221												
(3)		「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	②						○						
1件															
(4)	D	<b>アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設</b> ＜ <del>アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の運用</del> ＞	③								○	○	答		
1件															

- 注) 1) 太字は、第35回～42回検討委員会審議の結果、第5回答申に盛り込む予定のもの。  
 2) 「○」は検討、「整」は整理案検討、「答」は答申案検討。  
 3) <>は答申案における名称。  
 4) 区分の(1)は「道民提案(新規)案件」、(2)は「道民提案継続審議案件」、(3)は「庁内提案継続案件」、(4)は「新規庁内提案」。  
 5) 大分類のAは「地域医療」、Cは「土地利用」、Dは「経済振興」、Hは「地域振興」、Jは「福祉」

## 第5回答申（案）

- 答申1 「ふるさと納税」のコンビニでの収納
- 答申2 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び  
登録要件等に係る裁量権の拡大
- 答申3 アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎  
を可能にする制度の運用
- 答申4 認定NPO法人の認定権限の移譲に伴う  
国と道の協議の場などの法制化

平成23年 月 日

# 第5回道州制特区提案検討委員会答申骨子（案）

## 答申項目

### 1 「ふるさと納税」のコンビニでの収納

地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする。



**納税者の利便性向上と自治体財政への寄与**

### 2 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大し、地域の実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保する。



**地域の創意工夫を活かした公共交通の確保**

### 3 アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の運用

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に進める。



**観光客の利便性向上とアウトドア観光のブランド化**

### 4 認定NPO法人の認定権限の移譲に伴う国と道の協議の場などの法制化

認定NPO法人制度の統一性や公平性を確保し、認定及び監督を円滑に行うことにより、法人の認証を含め、身近なところで「新しい公共」を支えるNPO法人の活動環境の整備を図る。



**『新しい公共』を支えるまちづくり主体の強化**

「ふるさと納税」のコンビニでの収納（案）

**現 状**

- 平成20年4月から実施されている「ふるさと納税」は、自分の出身地や応援したい都道府県・市町村に寄附をした場合、所得税と住民税から一定の限度まで税額控除される制度。
- 道内でも道と全市町村(179市町村)で導入しており、自治体財政の向上に寄与しているほか、地域を応援するファンづくりなどの効果があるとされている。
- 「ふるさと納税」の収納は、金融機関への振込や郵便振替等のほか、クレジットカードによる収納を行っている自治体(道内4市町)もある。
- 地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令に定められており、「寄附金」が規定されていないことから、「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストア等に委託することはできない。

**課 題**

- 厳しい財政状況にある道内市町村においては、全国から手軽に納税(寄附)していただくため、一定の経費を負担しても、ふるさと納税のコンビニでの収納を実施したいとの意向がある。  
【道内市町村へのアンケート調査(平成 23年2月実施)】  
ふるさと納税のコンビニでの収納について  
 「前向きに導入を検討したい」  
 「税金等のコンビニ収納の導入に併せて検討したい」  
 「他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら検討したい」  
 89市町村(49.7%)
- 北海道及び道内市町村は、食や観光の魅力、環境の良さなどから、全国的に高い人気を誇っている。  
【地域ブランド調査2010(ブランド総合研究所調査)】  
 都道府県の魅力度ランキング 第1位北海道  
 市区町村の魅力度ランキング 第1位札幌市、第2位函館市、第5位小樽市、第8位富良野市
- 「ふるさと納税」制度の有効活用を図るため、24時間営業しているコンビニエンスストアでの納税を可能にし、利便性を高めることにより、北海道の地域を応援する多くの全国のファンからの納税(収納)を増やしていくことが必要である。

目指すすがた

地方自治法施行令第158条を改正し、  
「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする

現 状

地方公共団体が私人に収納事務を委託できる歳入

- ・使用料
- ・手数料
- ・賃借料
- ・物品売払代金
- ・貸付金の元利償還金

政令改正

提 案

私人に徴収又は収納事務を委託できる歳入に「寄附金」を追加

コンビニでのふるさと納税の収納が可能

※ 提案が実現すれば、既にコンビニで個人住民税などの収納を行っている場合は、少ない経費で対応が可能。  
また、実施する市町村の増加に伴い、経費の負担軽減も期待される。

コンビニでのふるさと納税の収納が可能となることにより、納税者の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税が増え、自治体財政の向上に寄与する。

# 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲 及び登録要件等に係る裁量権の拡大(案)

**現 状**

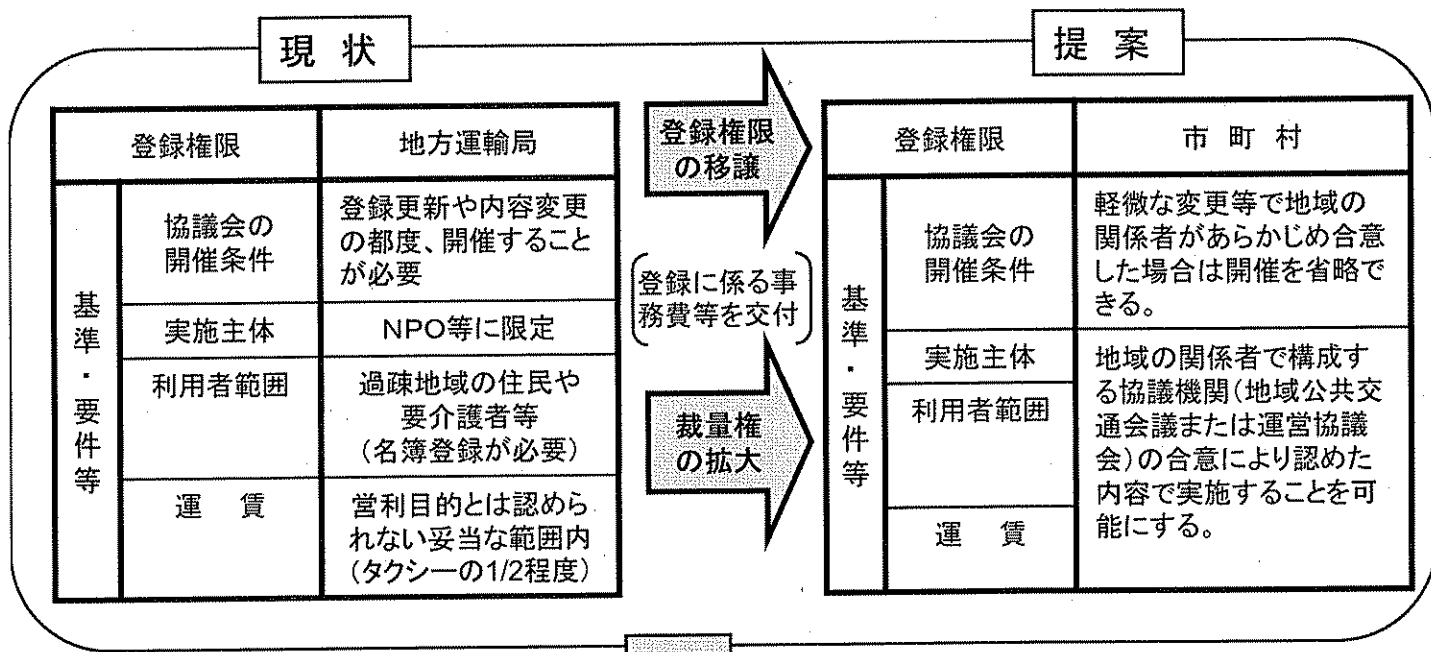
- ・ 少子高齢化や過疎化が進展する中で、高齢者や障がい者などの地域における生活交通の確保に向けて、各地で創意工夫のある自主的な取組が広がっている。
- ・ 平成18年の道路運送法の改正により、過疎地域の住民や要介護者等を対象として、市町村やNPO法人等の非営利法人が、自家用自動車を使用して行う「自家用有償旅客運送」が制度化(道路運送法 § 78②)。
- ・ 自家用有償旅客運送を実施するためには、地域の関係者(地域公共交通会議または運営協議会)の合意を得た上で、国土交通大臣(地方運輸局)への登録が必要であり、登録には、運送の実施主体、運賃などの基準や要件を満たす必要がある。
- ・ 平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」では、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に移譲することとされている。

**課 題**

- ・ 広域分散型の地域特性を有する北海道は、過疎市町村が約80%を占め、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおり、地域住民の足を確保するため、地域の様々な主体や交通手段を組み合わせた取組が必要となっている。
- ・ 自家用有償旅客運送は、すでに地域の関係者が協議・合意して実施する仕組みが用意されており、地域の創意工夫や自主性を生かした取組を促進するため、登録権限の移譲と併せて、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録要件や基準等を定めることができるようにすることが必要である。

目指すすがた

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて  
登録要件等に係る地域の裁量権を拡大



自家用有償旅客運送の登録権限の移譲とともに、登録要件等に係る地域の裁量権を拡大することにより、地域実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保





